

令和4年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第6回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和4年8月30日(火) 10:30 ~ 11:10

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A・B

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数5人)
平井 佐和子
平木 真朗(会長)
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 5人(定数5人)
河村 敏昭
黒崎 美紀
小陳 武志
野中 篤志
浜田 紀子

【使用者代表委員】 4人(定数5人)
金子 亮輔
中村 年孝
松本 恭子
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 安達 労働局長
辻 労働基準部長
鈴木 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

5 審議内容

会 長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第6回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、公益代表委員の富山委員と高田委員、使用者代表委員の小島委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしておりますので、その旨ご報告いたします。

本日の議事録の署名ですが、

労働者代表委員 浜田委員

使用者代表委員 金子委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

● 浜田委員
● 金子委員

(承諾)

会 長 それでは、議事(1)の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

異議申出について、事務局から説明をお願いします。

室長補佐

資料No.1-1 令和4年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

(エフコープ生協労働組合)

資料No.1-2 令和4年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

(福岡県労働組合総連合)

資料No.1-3 異議申出書

(平和・労働・人権 北九州共闘センター)

資料No.1-4 2022年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

(福岡県医療労働組合連合会)

異議申出書4件の概要及び諮問することを説明。

局 長 それでは、福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問をさせていただきます。

局 長 (会長あて諮問文手交)

事務局 (諮問文(写)配付)

会 長 ただ今、福岡労働局長から諮問を受けましたので、事務局は諮問文を読み上げてください。

賃金指導官

(諮問文(写)朗読)

会 長

それでは、8月12日に福岡地方最低賃金審議会として答申いたしました福岡県最低賃金の改正決定額900円に対する異議申出の内容について、これから一括して審議をいたします。

異議申出の内容に対する最終的なご意見については、労使双方から後ほど表明をいただきたいと思っております。

その前に、委員の皆様から異議申出の内容に関わっての質問等をお伺いしておきたいと思っております。

この段階でのご質問、ご意見等はございますでしょうか。

各 委 員

(なし)

会 長

もしございませんようでしたら、労使双方それぞれの立場から異議申出に対するご意見をお聞きしたいと思っておりますが、ご意見の取りまとめのため、委員間での打合せが必要であれば、10分程度を目途に控室をご用意いたしますが、労使双方、いかがでしょうか。

労 使 委 員

(打合せ不要)

会 長

では、労使双方の委員から、それぞれの立場で取りまとめられたご意見をお伺いします。

まず、労働者側委員からのご意見をお願いします。

小 陳 委 員

それでは、意見を申し上げます。

ご説明いただいた4件の異議申出書について、ご主張されている内容については私どもがこの審議会等の中で行った主張と重なるものもあることから、共通の問題意識から捉えられている意見も多く含まれていると思っております。非常に重要で意義のある貴重な意見だと受け止めています。

その上で、公労使の三者で議論を十分にし尽して、最終的には公益委員側のご提案を労働者側として賛成してきたという経過もありますので、前回の答申どおりの額で改正するべきだと意見を申し述べさせていただきます。

会 長

では、続きまして、使用者側委員のご意見をお願いします。

中 村 委 員

それでは、使用者側委員の意見を申し上げます。

今年度の最低賃金の審議におきましては、使用者側としては、公労使で共に確認

した各種の調査結果、あるいは指標やデータに基づいて、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って慎重に審議を行い、納得した引上げ額にすべきことを主張してきました。

最終的に、目安どおりの30円の引上げという結論になりましたけれども、これは審議を重ねた結果であり、再審議する必要はないと考えます。

以上です。

会 長

ただ今、4件の異議申出の本旨に対する、労使双方からのご意見をいただきました。

では、公益側委員で取りまとめた意見として、私から1点述べさせていただきます。

まず、複数の異議申出書に記載がなされております、全国一律最低賃金の実現に向けたご要望がなされている件です。

地方労働局ごとに設置されている地方最賃審議会の役割というのは、現行制度の枠組の中で、かつ、地域別最低賃金の改正決定に関する部分での諮問を受け、審議を行い、そして答申をするということが役割であると考えております。

したがいまして、地方最賃審議会ではその役割を超えるようなことはできないと考えております。

ですから、全国一律最低賃金の実現を要望することは、私たち審議会としては、仮に付帯決議による要望であったとしても、そうした要望自体ができないのではないかと考えるところです。

また、生活保護と最低賃金の比較にかかる部分などについても、比較をする際の統計数値等の取扱いにつきましては、制度の在り方への要望にまで至るということについては、非常に難しいのではないかと考えております。

以上の見解につきまして、この場で全体での確認をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。

では、ただ今、公益委員による見解については、全体での確認をさせていただきました。

しかしながら、異議申出の本旨にかかる理由、ご要望等がなされた部分、これらの部分については、事務局から厚生労働省本省あてに、こうした理由等が掲げられた上で異議が申し出られている旨を伝達することについては、一定の対処が可能ではなかろうかとも思われるのですが、この点、事務局のご見解としては、いかがでしょうか。

賃金室長 はい、厚生労働省本省あてに異議申出書の内容を伝達することは可能であると考えております。

会長 わかりました。

では、事務局の方から、厚生労働省本省あてに、異議申出者による申出の本旨にかかる理由、ご主張等の部分を含めた内容について伝達していただくということについて、この場で全体での確認をしたいと思います。

委員の皆様、このような異議申出にかかる対処の仕方について、異議はございませんでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 ありがとうございます。

では、事務局には異議申出の内容について、本省へ伝達する対処をお願いしたいと思えます。

では、この間、4件の異議申出書の内容を踏まえまして、8月12日に答申しました福岡県最低賃金の改正決定の額、900円にかかる審議をして参りましたが、4件の異議申出書で表明がされております本旨の部分につきましては、既に本審議会ですぐに調査審議を行った上で、改正決定に至ったものであるとのご意見が労使双方から表明がなされました。

また、そうしたご意見が公益を含めた審議会内における一致した意見であるとの判断をいたします。

したがって、8月12日の答申どおり決定することが適当であるとの結論に至りたいと思えますが、委員の皆様、以上の結論に異議はございませんでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 では、異議がございませんでしたので、答申文(案)をこれから用意いたします。しばらくお待ちください。

事務局 (答申文(案)を会長に確認)

会長 それでは、事務局は答申文(案)を配付して、読み上げてください。

事務局 (答申文(案)配付)

賃金指導官

(答申文(案)朗読)

会 長

ただ今の内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、答申文を局長にお渡しします。

会 長

(答申文を労働局長に手交)

局 長

(お礼のあいさつ)

会 長

ありがとうございました。

これで、本年度の福岡県最低賃金額については、900円で決定がなされる手続きに入っていくこととなります。

では、発効日について事務局から説明してください。

賃金指導官

(官報掲載手続、発効日について説明)

会 長

新たな最低賃金額900円に関わっては、今後、事務局として最賃額の周知を行っていただくとともに、労働局として履行の確保に努めていただきたいと思います。

では、最後に議事(2)の「その他」でございますが、事務局から何かございますか。

賃金指導官

ございません。

会 長

ほかに委員の皆様から何かございますか。

各 委 員

(な し)

会 長

では、本日のすべての議事は終了となります。

福岡県最低賃金の改正決定につきまして、委員の皆様には長い期間、長時間でのご審議をいただき、誠にありがとうございました。

そしてまた、この間、委員の皆様には、真摯かつ誠実に審議へのご対応をいただきました。

そのことにつきまして、委員の皆様にご改めて感謝を申し上げます。

重ねてありがとうございました。

では、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。
大変お疲れさまでした。

署 名

公益代表委員

平木 真朗

労働者代表委員

浜田 紀子

使用者代表委員

金子 亮輔